

1、支援する資格は以下のとおりとする。

- ①認知症基礎研修
- ②介護職員初任者研修
- ③介護職員実務者研修
- ④介護支援専門員（初回取得のみ）
- ⑤主任介護支援専門員（初回取得のみ）

2、支援する職員の要件

- ・①については、入職が決まっている職員であり、かつ未資格者であること。
- ・②、③、④、⑤については1年以上当法人に就労している職員であること。
- ・業務に対して勤勉であること。
- ・資格取得に相当する資質が認められること。
- ・遅刻、欠勤やその他業務に対して問題行為がないこと。
- ・業務に支障があるような病気等がないこと。
- ・その他、職場長、課長、管理者が認めた者とする。

3、費用について

- ・①及び④については全額法人負担とする。
ただし①については資格取得後3ヶ月以内に退職となった場合、④については資格取得後1年以内に退職となった場合は全額、本人から法人へ返金するものとする。
- ・②、③、⑤については下記の「京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金」を活用し、残りの費用は法人負担とする。ただし研修にかかるその他の経費（交通費など）については本人負担とする。

「京丹後市介護人材確保育成支援事業補助金」

- ②介護職員初任者研修（対象経費の2/3、上限6万円）
- ③介護職員実務者研修（対象経費の2/3、上限8万円）
- ⑤主任介護支援専門員（初回取得のみ）（対象経費の全額、上限なし）

対象経費：研修の受講料、手数料、教材費

支給要件：研修前に法人の職員であること。

研修をすべて修了していること。

研修3ヶ月後に法人に就労していること。

ただし、上記補助金の支給要件を満たさなくなった場合（①及び④については研修を修了できず資格取得に至らなかった場合）、それまで法人が支払った費用の全額を本人が返金するものとする。また、その場合の返済方法は以下のとおりとする。

- ・本人都合による退職、研修未受講・・・支給要件を満たさなくなった事象後、すぐ全額を返済する。不可能な場合は給与賞与や退職金から天引きとする。
- ・病気などの本人の意思に関係ない特別な事情による退職、研修未受講
 - ・・・法人と本人と協議のうえ、返済方法を協議して決定する。

4、勤務について

勤務を組む際、または勤務が出た後も本人が研修に行けるよう、優先的に調整する。
ただし、勤務扱いにはならないものとし、公休または有休とする。

5、申込み手続き等

申込みを希望する職員は下記同意及び申込み欄に記入し、職場長に提出すること。職場長が認めた場合、課長及び管理者と面接し、一週間以内に適用または非適用を本人、職場長に伝えることとする。

本人は受講終了後、速やかに報告し、補助金申請に関わる書類をすべて提出すること。また受講中の相談や報告、または課長及び管理者からの問い合わせについては必ず実行すること。

法人は本制度適用後の費用支払いを速やかに済ませること。また本人からの相談については誠意を以て対応すること。

その他、本規定に記載ない事項については法人、本人双方で誠意を以て協議すること。

<同意書及び申込書欄>

本規定に同意し、全ての事項に同意したうえで、本制度への申込みを希望します。

年 月 日

部 署 _____

氏 名 _____

<決裁欄>

理事長	施設長	事務長	課長	職場長